般生命保険料控除、介護医療保険 額は現行どおり7万円)。 除のそれぞれの適用限度額を2 料控除および個人年金保険料控 に介護医療保険料控除を設け、 万8千円とします(合計適用限度

平成23年12月31日以前に締結し の適用限度額は3万5千円、合計 現行と同様とします。(それぞれ 年金保険料控除の適用限度額は 適用限度額は7万円)。 た|般生命保険料控除および個人

公的年金等所得に係る所得割の徴収方 法の見直し(平成22年度分から適用)

の特別徴収の方法により徴収できる よう改めます 金等所得に係る所得割を給与から 65歳未満の給与所得者で公的年

▶非課税口座内の少額上場株式等に係 措置の創設(平成25年度分から適用) る配当所得及び譲渡所得等の非課税

税とします 譲渡所得について、最長10年間、非課 座内の上場株式等の配当所得及び 額で∞万円を上限とした非課税□ である方を対象に、毎年、新規投資 各年の1月1日において満20歳以上 平成24年から平成26年までの間

市たばこ税

成2年10月1日から適用) ▼市たばこ税の税率の引き上げ(平

> 4,618円(現行3,298円) 本につき2,190円(現行1,564 旧3級品の紙巻たばこ1,000 紙巻たばこ等1,000本につき

問合せ先

市役所税務グループ ☎52-1-1-1(内線24·24·253)

市税の減免を ご存じですか

納期限の7日前までに減免申請書の す。詳しくは、お気軽に税務グループ 免の対象については次のとおりで へお問い合わせください。 なお、市税の減免を受けるには、 市税には減免制度があります。減

市民税の減免

提出が必要です。

- ①生活保護法の規定による扶助を 受ける方
- ②前年の所得が弧万円以下であり、 の世帯員の市民税所得割額の合 計が12万円を超えない方 なると認められる方で、その世帯 本年の所得がその2分の1以下に
- ③負傷または疾病により、6か月以 上の療養を要すると診断された 方で、前年の所得が55万円以下の
- ④障がい者などで、市民税の納税義

妻で、前年の所得が沿万円以下の 務を負わない夫と生計を一にする

- ⑤死亡した納税義務者で、前年の所 12万円を超えない方 除く)の市民税所得割額の合計が の世帯員(死亡した納税義務者を 得が郧万円以下であり、その世帯
- ⑥災害による被害を受けられた場 合で一定の要件にあてはまる方

固定資産税・都市計画税の減免

- ①生活保護法の規定による扶助を 受ける方が所有している固定資
- ②賦課期日現在において、世帯全員 基づく扶養などを受ける世帯で せず、国または地方公共団体が給 い場合で当該世帯員が所有する 割額の合計額が12万円を超えな 当該世帯の世帯員の市民税所得 法第57条に規定する扶養義務に 金を受けている世帯もしくは民 者世帯、母子(父子)世帯または年 付する手当を受けている障がい のをいう)以外の固定資産を所有 面積が∞平方メートル以下のも が居住用(宅地面積が巡平方メー トル以下であって、かつ、住宅延床
- ③公的な扶助を受けている障がい者 世帯、母子(父子)世帯または年金 に、家賃の額が一般の入居者の半 を受けている世帯の住居のため

貸している家屋の部分に限る) 額以下で賃貸されている家屋(賃

- ④耐震改修費補助金の交付を受け た方
- ⑤災害により被害を受けられた固定 資産で一定の要件にあてはまる場

軽自動車の減免

- ①身体に障がいがある方で、障がい の種類・程度が一定の要件に該当 し、自分で所有し、運転する場合
- ②身体に重度の障がいがある方、ま る場合 がもっぱらその方のために運転す 有し、その方と生計を一にする方 たは精神に障がいがある方が所
- ③身体に重度の障がいがある方(年 の方のために運転する場合 を一にする方が所有し、もっぱらそ 障がいがある方で、その方と生計 齢18歳未満の方)、または精神に
- ⑤その構造がもつぱら身体障がい者 ④単身で身体に障がいのある方、も る場合 方を常時介護するために運転す しくは単身で精神に障がいのある
- などの利用のための軽自動車

問合せ先

☎52-1-1-1(内線24~24) 市役所税務グループ